

国民健康保険 高額療養費支給申請書

診療年月	
------	--

7	療養を受けた者 (氏名・生年月日)	個人番号	一般・高齢 等区分	療養等を受けた 医療機関等名称	入外 区分	療養等を 受けた日数	医療費情報		第三者 行為
							総点数(点)	窓口支払額(円)	
7						日間	点	円	
8						日間	点	円	
9						日間	点	円	
10						日間	点	円	
11						日間	点	円	
12						日間	点	円	
13						日間	点	円	
14						日間	点	円	
15						日間	点	円	
16						日間	点	円	
17						日間	点	円	
18						日間	点	円	
19						日間	点	円	
20						日間	点	円	
21						日間	点	円	
22						日間	点	円	
23						日間	点	円	
24						日間	点	円	
25						日間	点	円	
26						日間	点	円	
27						日間	点	円	
28						日間	点	円	
29						日間	点	円	
30						日間	点	円	
31						日間	点	円	
32						日間	点	円	
33						日間	点	円	
34						日間	点	円	
35						日間	点	円	

1 この支給申請に対する決定額について不服があるときは、支給日の翌日から起算して3か月以内に、佐賀県国民健康保険審査会に審査請求をすることができます。

2 この決定額に関する取消しを求める訴訟は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合を除き、審査請求に対する裁決を経て、裁決があったことを知った翌日から起算して6か月以内に、嬉野市に対して提起することができます。

- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 決定、決定の執行又は手続きの続行による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、支給があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として審査請求することができなくなり、また、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、原則として決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

